

深川市特定不妊治療費助成事業のご案内

深川市では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、独自の助成事業を実施しています。保険適用分の治療に要した費用のうち、自己負担額を助成します。

★対象となる治療

- ・不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精が対象です。
医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により卵採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。
- ・夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象になりません。

★対象者

- ・特定不妊治療以外の治療法によって妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に判断され、実際に治療を受けている夫婦（事実婚を含む）で、夫婦のいずれか一方が深川市に住民登録している方です。
- ・ただし、同一の治療に関して他の市町村から同様の助成を受けた方または受ける見込みのある方は除きます。

★助成内容

助成額：特定不妊治療に要した費用のうち、自己負担額（治療費に対し高額療養費や付加給付金が支給される場合は、それらの支給額を除いた金額）を助成します。受診等証明書の発行にかかる文書料も助成します。※保険適用外の治療は該当しません。

- ・高額療養費制度：医療機関や薬局で支払った医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた金額が保険組合等から支給されるものです。上限額は年齢や所得に応じて定められています。
- ・付加給付金：保険組合等において独自に決められた限度額を超過した費用が支給される場合があります。高額療養費制度に上乗せして付加給付されるものです。

※詳しくは加入している保険組合等にご確認ください。

助成回数：（出産につき）初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が

40歳未満⇒助成回数は通算6回まで

40歳以上43歳未満⇒通算助成回数は3回まで

43歳以上は助成対象外となります。

※特定不妊治療費助成を受けて第1子を出産し、その後第2子妊娠のために治療を行った場合、過去の通算助成回数はリセットされます。第3子以降も同様です。

※検査・治療の終了毎に申請してください。

※特定不妊治療と併用して実施した先進不妊治療への助成も実施しております。

★申請方法

- ・深川市役所健康・子ども課健康推進系の窓口（1階11番）に書類を持参していただくか郵送でも受け付けます。また、保健師がご自宅に訪問し申請を受けることもできますので、健康・子ども課健康推進係（電話26-2609）までご連絡ください。
- ・申請書類は深川市のホームページからダウンロードできます。

裏面もご覧ください

★申請に必要な書類

深川市特定不妊治療費助成事業申請書に、以下の書類を添えて申請してください。

- 1 深川市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関に記載してもらう証明書）
- 2 特定不妊治療を実施した医療機関が発行した領収書の写し
（文書料に係る領収書を含む）
- 3 特定不妊治療を実施した医療機関の医師が交付した院外処方箋を受け付けた薬局から特定不妊治療に係る調剤を購入した場合はその薬局が発行した領収書の写し
- 4 夫婦の住所を確認できる書類（夫婦の一方が市外在住の場合）
- 5 被保険者等であることを証明する書類（治療を受けた方の健康保険証など）
- 6 戸籍謄本（事実婚の場合）
- 7 事実婚関係に関する申立書（事実婚で、両人の住所が異なる場合）
- 8 その他市長が必要と認める書類
・加入している保険組合等により発行される高額療養費・付加給付金の支給決定通知書（支給される場合）など

<問合先> 深川市役所 健康・子ども課健康推進係（1階11番窓口）

電話0164-26-2609